

## 第 6 回

# 相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成 1 7 年 1 2 月 4 日

相模原市・藤野町合併協議会

# 第 6 回 相模原市・藤野町 合併協議会 会議録

## 目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
あいさつ.....	3
議 事.....	4
そ の 他.....	12
閉 会.....	15

## 第6回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年12月4日(日)午後2時00分から

場所：相模原市消防指令センター 4階 講堂

### 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

#### 協議事項

協議第6号(その2) 合併の期日について

協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

#### 報告事項

報告第12号 各種事務事業の取扱いについて(Ｃランク)その4

4 その他

(1) 今後の協議会開催日程(案)について

(2) その他

5 閉 会

## 出欠席者名簿

### 出席委員（20名）

鈴木謙仁副会長（協議会会長職務代理者）、加山俊夫委員（相模原市長職務代理者）、  
今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、  
石井トシ子委員、井口学委員、中道重幸委員、清水令宜委員、鈴木實委員、高橋正二委員、  
佐々木道他委員、末永義徳委員、相澤由美委員、佐々木宣彰委員、田中克巳委員、  
小林弘委員

### 欠席委員（7名）

河本洋次委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、船橋英明委員、中村和裕委員、山崎泰文委員、  
森繁之委員

### アドバイザー

吉田民雄 東海大学政治経済学部教授

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

### 幹事

倉田修一副幹事長、前田武男幹事

### 事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、  
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹

### 専門部会

白井武司議会部会長、井上重彦農業委員会部会長

### 傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後2時00分

## 開 会

田所事務局長 それでは、定刻になりますので、副会長でございます鈴木謙仁藤野町長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたしたいと思いをします。

よろしくをお願いいたします。

## あいさつ

鈴木副会長（会長職務代理者） 本日は、年末のお忙しい中、また日曜日にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第6回相模原市・藤野町合併協議会を開催いたします。

開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

先ほど事務局の報告にもございましたとおり、引き続き、小川会長が療養中でございますことから、議事の進行等につきましては、私が会長の職務を代理いたしまして、務めさせていただきますことといたします。

本協議会は、本日で6回目の開催を迎えることとなりましたが、協議も順調に進んでまいりましたことから、当初予定しておりました合併に必要な29項目の協議事項のうち、25項目の協議が終了したところでございます。

本日、残る4項目のうち、「合併の期日について」など3項目についてご協議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、傍聴においでをいただいた皆様方におかれましても、相模原市と藤野町の合併協議について、ご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございました。

## 議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきますが、議事の進行につきましては、鈴木副会長の方をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することとなっておりますが、会議録に署名いただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市社会福祉協議会会長の吉本一夫委員と藤野町行政委員代表者会議座長の末永義徳委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

### 協議第6号（その2） 合併の期日について

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、「協議第6号（その2） 合併の期日について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。よろしくお願ひします。

事務局、お願ひいたします。

内田事務局次長 それでは、協議会資料の1ページをお開きください。

協議第6号（その2） 合併の期日についてでございます。

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成17年12月4日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

合併の期日は、平成19年3月11日とすることといたしております。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

合併の期日の考え方につきまして、ご説明いたします。

1の基本的な考え方でございますが、まず、期日の決定にあたりましては、住民への周知期間や住民生活への影響、電算システム統合に要する期間等を総合的に判断する必要があるものでございます。

次に、市町での合併関係議案の議決や県知事への合併申請、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣への届け出、総務大臣の告示など、合併までの様々な手続に相当な期間を要し

ますため、この点を十分配慮する必要があります。

また、円滑に合併を進めるためには、「市町村の合併の特例等に関する法律」の各種特例制度を受ける必要があります。

次に、2の平成19年3月11日を合併の期日とした理由でございますが、1つ目といたしまして、住民周知、事務事業の引き継ぎ、電算システムの統合等の合併準備作業や諸手続に相当な期間を要しますことから、平成19年の3月中の日を期日とさせていただいたものでございます。

2つ目といたしまして、相模原市議会及び藤野町議会の日程や平成19年4月に予定されております統一地方選挙への影響を考慮する必要がありますことから、3月上旬や下旬の日は除かせていただいたものでございます。

3つ目といたしまして、合併日直前には、電算システムの移行に伴う様々な作業が必要になりますが、住民転居によるデータ量が多くなる3月の最終週は、移行作業に負荷がかかりますことから、作業の時期としては適当ではございませんので、3月の最終週の日を除かせていただいたものでございます。

また、この電算システムの移行作業は2日間程度かかりますので、閉庁日である土曜日・日曜日に作業を行う必要があります。したがって、合併日は、月曜日又は窓口業務に支障がない日曜日が適しているものでございます。

4つ目といたしまして、相模原市と津久井町及び相模湖町の合併によりまして、平成18年3月20日に設置される予定の2つの農業委員会の委員の特例による任期満了が1年後の平成19年3月19日となっておりますことから、その前日までに行う一般選挙の告示日を考慮する必要があるものでございます。3月18日日曜日又は3月19日の月曜日に合併をいたしますと、それ以前に行われる選挙に藤野町の方の立候補ができませんので、合併日を3月11日以前にする必要があります。

以上の理由によりまして、3月中旬の日曜日でございます平成19年3月11日を合併の期日とさせていただくものでございます。

以上、協議第6号(その2) 合併の期日についての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長(会長職務代理者) ありがとうございました。

只今事務局から、「協議第6号(その2) 合併の期日について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきますが、大変恐縮ですが、意見等がある方は、挙手をし

ていただければ、私からご指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第6号（その2） 合併の期日について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第6号（その2） 合併の期日について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

### **協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて**

内田事務局次長 それでは、協議会資料の3ページをお開きください。

協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年12月4日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される藤野町に設けられる選挙区の議会議員の定数は1人とすることといたしております。

それでは、4ページをお開きいただきたいと存じます。

議会議員の定数及び任期の取扱いについての参考資料でございます。

恐れ入りますが、5ページの5、議会の議員の定数及び在任に関する特例等についてをご覧いただきたいと存じます。



編入合併の場合におきましては、議会議員の定数及び在任に関しまして、地方自治法による一般原則と合併新法による定数特例や在任特例の制度がございます。このうち、今回ご提案させていただいております合併新法による定数特例でございますが、この特例は、編入する市町村の議会の議員は在任し、合併する市町村の協議によりまして、編入する市町村と編入される市町村との人口比に、編入する市町村の議員定数を乗じて得た数を編入される市町村ごとの定数加算数といたしまして、合併後50日以内に編入される市町村を選挙区として加算分の増員選挙を行うものでございます。

また、この特例は、合併後の最初の一般選挙においても採用することができることとなっております。

恐縮ですが、4ページにお戻りいただきまして、1の1市4町の議会議員の定数等と任期でございますが、相模原市の現行の議員定数は46人で、任期は平成19年4月29日までとなっております。藤野町の現行の議員定数は14人で、任期は平成19年9月19日までとなっております。

2の1市2町合併時の議会議員の定数と任期でございますが、相模原市の議員定数は合併特例法の定数特例が適用されるため、津久井町及び相模湖町の区域に設けられる選挙区の定数3を加えました、49人となります。

3の合併新法による定数特例の算定式でございますが、議員定数加算数は、編入される藤野町の人口を編入する相模原市の人口で除した数に、相模原市の議員の特例定数である49を掛けて算出するものでございます。

なお、人口は平成12年の国勢調査の人口を使用いたしまして、編入する相模原市の人口につきましては、津久井町及び相模湖町の人口を加えた数といたしております。

藤野町に設けられる選挙区の議員定数加算数につきましては、5ページの上段の表にございますように、1人となるものでございます。

4の定数特例による選挙につきましては、公職選挙法とのかかわりがございます。公職選挙法第34条第2項では、「増員選挙は、当該議員の任期が終わる前六月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない」と規定されております。このことから、相模原市議会議員の任期が終わる前六月以内、具体的には平成18年10月30日から平成19年4月29日の間でございますが、この間に合併した場合は、相模原市議会議員の残任期間に対応した増員選挙は行うことができません。したがって、合併後最初に行われる一般選挙においてのみ、定数特例による選挙を行うことができ、その任期は、当該一般選挙により選出され

る議会議員の任期に相当する期間となるものでございます。

なお、合併の期日が、相模原市議会議員の任期が終わる前六月以内である平成19年3月11日とご決定いただきましたことから、先ほどご説明いたしましたとおり、公職選挙法の規定によりまして、相模原市議会議員の残任期間に対応した増員選挙は行わず、合併後最初に行われる一般選挙においてのみ、定数特例による選挙を行うものでございます。

以上、協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

只今事務局から、「協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第33号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

### **協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて**

内田事務局次長 それでは、協議会資料の6ページをお開きください。

協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求めます。

平成17年12月4日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1、藤野町の農業委員会は、相模原市に設置される津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会に統合する。

2、藤野町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、相模原市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

3、市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。相模原市を区域とする農業委員会、20人、津久井町、相模湖町及び藤野町を区域とする農業委員会、16人といたしております。

続きまして、7ページ下段をご覧ください。

初めに、相模原市の農業委員会についてご説明をさせていただきます。

相模原市は、津久井町、相模湖町と来年3月20日に合併し、それに伴い2つの農業委員会を設置することとなっております。2つの農業委員会の選挙による委員は、合併特例法による1年間の在任特例を適用することから、平成19年3月19日までの任期となり、相模原市を区域とする20人の委員と、津久井町、相模湖町を区域とする26人の委員となることと決定されております。

また、任期満了に伴う一般選挙からは、相模原市を区域とする20人と、津久井町、相模湖町を区域とする12人とすることで協議が調っているところでございます。

上段をご覧ください。

1の農業委員会の数でございますが、農業委員会等に関する法律第3条第2項の政令の要件を満たすことから、先ほどご説明したとおり、2つの農業委員会が設置され、合併する藤野町の農業委員会につきましては、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会に統合するものでございます。

次に、2の農業委員会委員の任期についてでございますが、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定によりまして、編入される合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員は、40名を超えない範囲で定めた数の者に限り、編入する合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任することができることとされております。

2つの農業委員会の委員の任期は平成19年3月19日までとなりますので、藤野町の選挙による委員11人は、その間、引き続き農業委員会の委員として在任することといたします。

なお、藤野町の選任による委員につきましては、合併時に全員失職することとなります。

次に、3の農業委員会の選挙による委員の数についてでございますが、合併前の相模原市の農家世帯数に対する選挙による委員の数を基準として算出したものでございまして、任期満了に伴う一般選挙から、津久井町、相模湖町及び藤野町の区域で16人とするものでございます。

以上、協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての提案のご説明をさせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

只今事務局から、「協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第34号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第12号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その4」について、事務局から一括して報告をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

#### **報告第12号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その4**

片野事務局次長 協議会資料の9ページをお開きください。

報告第12号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その4。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年12月4日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧（Ｃランク）の事務事業のうち、主な事務事業につきましてご説明いたします。

表の右側の欄、「別冊２、ページ」と記載しておりますのは、別冊２、事務事業現況調査のページをお示しさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

最初に、議会部会所管の事務事業でございます。

番号４の上野原市・藤野町議会議員懇談会でございます。調整方針として、現行のまま新市に引き継ぐとするものでございます。

なお、近隣市町村とのかかわり方については、新市において検討するものでございます。

次に、番号７の議会報の発行でございます。市町で配布方法や編集方法に違いがございますが、調整方針として、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号８の本会議でございます。定例会の開催回数は市町で同一ですが、運営等がそれぞれ異なります。調整方針として、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、１１ページをご覧いただきたいと存じます。

農業委員会部会所管の事務事業でございます。

１２ページをお開きください。

番号１５の農業委員会委員報酬でございます。報酬額と支払い方法に相違がございますが、調整方針として、引き続き在任する選挙による委員の報酬については、現行のとおりとする。ただし、会長、会長職務代理者及び選任による委員は、相模原市の制度による報酬とする。市町村の合併の特例等に関する法律の適用期間経過後については、相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号１７の農業委員会会議でございます。総会以外の各委員会の設置内容に相違がございますが、調整方針として、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

以上、報告第１２号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その４のうち、主な事務事業につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

只今事務局から報告がありました。

只今の報告に対しましてご質問等ございましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にないようですので、只今の報告いたしました事項につきましては、ご承認

をいただいたものいたします。

#### その他

鈴木副会長（会長職務代理者） 次第の4、その他に移らせていただきます。

（1）「今後の協議会開催日程（案）について」、事務局より説明をいたさせます。  
事務局、お願いいたします。

#### その他（1）今後の協議会開催日程（案）について

#### その他（2）その他

田所事務局長 協議会資料の13ページ、最後のページでございますが、そちらの方をご覧  
いただきたいと思います。

次回の第7回の相模原市・藤野町合併協議会でございますが、資料の方に記載してござい  
ますとおり、来年、平成18年1月17日、火曜日でございますが、午後3時から、本日の  
この会場となっております相模原市の消防指令センターのこの講堂の方で開催をさせてい  
ただきたいと考えております。

なお、次回の協議事項等につきましては、合併市町村基本計画について最終的なご協議を  
いただきたいと思います。

なお、資料につきましては、事前に配付をさせていただく予定としておりますので、よろ  
しく願いをいたします。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

その他、配付をさせていただきました資料について、事務局より説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

片野事務局次長 それでは、お手元にご配付をさせていただきました3点の資料につきまし  
て、ご説明をさせていただきます。

初めに、A4判1枚ものの資料となっております「合併市町村基本計画（素案）に対する  
意見募集の状況について」をご覧いただきたいと思います。

第4回合併協議会におきまして、計画の素案につきましてご協議をいただいた際にご説明をさせていただいておりますが、意見募集につきましては、住民の皆様のご意見を計画に反映することを目的といたしまして、去る11月1日より30日までの間、実施をいたしましたのでございます。

提出のございましたご意見は、23人の方から68件で、特に、交通や教育・文化に関するご意見が多くございました。

第7回合併協議会で行っていただきます基本計画の最終的な協議にあたり、いただいたご意見の概要を報告させていただくため、現在、取りまとめ作業を行っているところでございます。

次に、「合併したらどうなるの(案)」という冊子をご覧いただきたいと存じます。

この冊子につきましては、合併した場合の新市の姿や住民の皆様のご負担とサービスの変化などについてご説明するため、作成するものでございます。

今後、相模原市と藤野町がそれぞれ実施をいたします住民説明会などの資料として活用させていただきたいと考えているものでございます。

次に、「相模原市及び藤野町における説明会等の実施について」の資料をご覧いただきたいと存じます。

説明会は、相模原市と藤野町がそれぞれ主体となり、これまで本協議会でご協議をいただいてまいりました内容をもとに、合併した場合の地域の将来像などについてご説明を行い、住民の方々にご意見を伺うために実施をいたすものでございます。

相模原市につきましては、資料に記載しておりますとおり、12月6日から23日までの日程で、市内23公民館にて実施をしております。

また、藤野町につきましては、12月22日から23日にかけて、7会場で実施をするものでございます。

同じ資料の裏面をご覧いただきたいと存じます。

相模原市が行います「藤野町との合併について」のパブリック・コメントの実施内容でございます。

12月1日に発行いたしました「合併協議会だより第8号」等で既に予告をさせていただいておりますが、12月12日から来年の1月5日までの間に、「相模原市パブリック・コメント手続実施要綱」に基づきまして、市民の皆様等からご意見を募集してまいります。

結果の公表につきましては来年1月15日から行う予定でございますが、同日発行予定の

「広報さがみはら」において、公表の閲覧を開始した旨をお知らせするとともに、次回、第7回合併協議会においてご報告をさせていただきたいと考えております。

資料の説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） その他、事務局より何か報告する事項がありましたら、お願いをいたします。

田所事務局長 特にございません。

鈴木副会長（会長職務代理者） 以上で、次第の4、その他について終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの先生からご講評なりをいただければと存じます。

初めに、吉田先生からお願いをいたします。

吉田アドバイザー 今ご紹介がありました吉田でございます。

私の方から、今日の会議の中で具体的にアドバイスするようなことはないんですが、ただ、会議の運営を見ておりまして、二、三感じたことがありますので、それを申し上げておきたいと思います。

本日は、合併の期日、それから議会の議員の定数等、それから農業委員会について審議された訳ですが、そういう意味では、これからの市政の運営の体制をどうしていくかという、そういうものにかかわる議題が中心になっておりますが、1つは、そういう面では、やはりこれから相模原市、新しくできる相模原市といえども、財政的な厳しさがますます進んでくるといことは、これはやはり疑いのないところでして、そういう面で、できるだけ市民の多くの方々が納得のできる、言いかえると、効率性を確保した運営体制を維持していく必要があるかなという感じを持っている訳ですが、1つは、そういう方針に沿って今日の審議もされたのではないかなという感じがしておりまして、それとともに、一層やはりむだのない、効率性を保った運営体制というようなものを今後どう築いていくのか、そういう面での取り組みが今後も継続的に求められるのではなからうかというふうな感じが一つしました。

それからもう1点は、本日、議会の議員の定数及び任期について議論された訳ですが、こういう面では、今後、合併される地域のサービスの質とか量というものがやはり一定程度きちんと確保されていくというふうなことが大事なことの一つになるかなと感じておりまして、既に議論されているんだと思いますが、いわゆる合併特区ですね。相模原の今回の試みの中では「都市内分権」というようなキーワードが使われておりますが、その辺の仕組みをさらに十分に詰めていくことによって、できるだけ地域の意向が新しい市の運営に十分に反映さ



れていくような、あるいはそれぞれ、相模原市も、あるいは藤野町の町民の方々も満足できるような、少しそういう地域レベルの仕組みというものをやはりこれから充実させていくということが、もう一つ、これから考えていかなければいけない課題になるのではないかな。

大きくはそんなふうな2点を感じましたし、それから最後のご説明ですと、パブリック・コメントをはじめとして、説明会というような、きめ細かく、町民、市民の方々に今回の合併について理解を深めていただくという仕組みが同時に用意されていますので、そういうものをフルに使い込む中で、これから合併して、相模原を含めて、どういう都市づくりを展開していくのかということをも十分議論を詰めていくことが大事なことでないかなという、そんなふうな3点を感じました。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 大変ありがとうございました。

続きまして、辻先生、お願いいたします。

辻アドバイザー 吉田先生からコメントをいただきましたので、私は、協議が順調に進んでよかったということで、また次回も順調に進めばいいと思います。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございました。

## 閉 会

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、相模原市、加山助役より閉会のごあいさつをお願いいたします。

加山委員（相模原市長職務代理者） 本日は、年末のお忙しい中、また日曜日にもかかわらず、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。

小川市長が不在でございましたが、円滑に協議が行われましたこと、感謝を申し上げる次第でございます。

本日の協議によりまして、残る協議事項は、合併市町村基本計画についてのみとなりました。今後は、相模原市といたしましても、市民への説明、またパブリック・コメントの実施を予定しているところでございますが、これらの結果を踏まえまして、最終的にはまとめに入らせていただければと考えておる訳でございます。

以上を持ちまして、第6回相模原市・藤野町合併協議会を終了させていただきます。あり

ありがとうございました。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございました。以上を持ちまして、「第6回相模原市・藤野町合併協議会」を閉会させていただきます。

閉会 午後2時35分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成 年 月 日

会議録署名人

会議録署名人